

議 庁

日時： 9月 1日 (火) PM1:30 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 消防長 |
| 2 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 教育部長 |

【連絡事項】

- | | | |
|----|-------------------------------------|----------|
| 1 | 令和元年度総人件費について | 企画部長 |
| 2 | 太田市人事行政の運営等の状況について | 企画部長 |
| 3 | 太田市公式Instagramの開設について | 企画部長 |
| 4 | 一般競争入札による市有地売却について | 総務部長 |
| 5 | 太田市防犯灯更新事業に係る公募型プロポーザル審査結果の報告について | 市民生活部長 |
| 6 | 太田市運動公園陸上競技場リニューアル記念イベントについて | 文化スポーツ部長 |
| 7 | 太田市プレミアム金券の発行について | 産業環境部長 |
| 8 | 令和2年度太田市消防職員意見発表会の開催について | 消防長 |
| 9 | 市営無料バスの路線見直しについて | 市民生活部長 |
| 10 | 「(仮称)太田市外三町広域斎場整備運営事業」に関する覚書の締結について | 市民生活部長 |

【その他】

◆ 次回庁議予定 ◆ 9月14日(月) AM8:30~ <庁議室> 案件名報告: 9月 2日(水)PM5:00
資料提出: 9月 7日(月)PM5:00

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

消防長 氏名 石澤 光之 TEL 33-0200

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

令和２年５月３日、太田市東新町建物火災により災害現場付近のフェンス破損事故に関し、損害賠償額の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 消火活動中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年8月7日	23,886円 (23,886円)	10割	令和2年5月3日、太田市東新町地内における建物火災の消火活動中、消防職員が消防用ホースを火災現場付近の敷地フェンスの上を通して通水したところ、その重みで当該敷地フェンスが破損したことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 一般財団法人 全国消防協会 消防業務賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年9月総務企画委員会協議会
あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 消防本部 中央消防署 32-6119 ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 0276-20-7080

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和2年8月19日	193,762円	10割	令和2年6月18日、尾島庁舎の駐車場において、職員が公用車を進行方向右側の駐車区画に前向きで駐車させようとしたところ、その左前方部分が駐車中の乗用車の左側フロントバンパに接触したことにより、当該乗用車が損傷し、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 損保ジャパン日本興亜株式会社の一般自動車保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年9月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 ダイヤルイン 0276-20-7080

●内 容 【 2. 連絡事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 2 2 0 0

【 表 題 】

令和元年度総人件費について

【 目 的 】

令和元年度の市正規職員、嘱託職員、臨時職員等にかかる人件費及び委託料等のうちの人件費について、報告するものです。

【 概 要 】

※職員数は期首在籍人数（参考）

		令和元年度	平成30年度	平成29年度
正 規 職 員	職員数 (対前年) … (A)	1,468人 ▲3人	1,471人 ▲25人	1,496人 ±0人
	人件費 (対前年) … (a)	11,211,632,390円 +38,003,742円	11,173,628,648円 ▲215,966,277円	11,389,594,925円 ▲112,517,523円
非 正 規 職 員	職員数 (対前年) … (B)	694人 ▲20人	714人 +27人	687人 ▲27人
	人件費 (対前年) … (b)	1,460,626,166円 +58,690,896円	1,401,935,270円 +136,217,433円	1,265,717,837円 ▲41,181,250円
委 託 料 等	積算上人数 (対前年) … (C)	325.9人 ▲1.4人	327.3人 +22.8人	304.5人 ±0人
	人件費 (対前年) … (c)	1,380,461,372円 +2,670,297円	1,377,791,075円 +75,999,764円	1,301,791,311円 +111,477,404円
合 計	人数 (対前年) … (A)+(B)+(C)	2,487.9人 ▲24.4人	2,512.3人 +24.8人	2,487.5人 ▲27人
	人件費 (対前年) … (a)+(b)+(c)	14,052,719,928円 +99,364,935円	13,953,354,993円 ▲3,749,080円	13,957,104,073円 ▲42,221,369円

※正規職員人件費のうち、特別職人件費、退職手当、児童手当は除いた。

※正規職員人件費には、時間外勤務手当及び休日勤務手当等を含む。

※非正規職員のうち、文化財課（発掘調査作業員）、学校教育課（教育支援隊）は除いた。

※非正規職員人件費には、退職手当相当割増賃金を含む。

※委託料等人件費については、管理業務委託及び指定管理に伴う委託料等のうちの積算上人数及び人件費相当額を掲載した。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線 2 2 3 4 4 7 - 1 9 6 1 ダイヤルイン

●内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 3.その他（9月15日以降） 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【表題】

太田市人事行政の運営等の状況について

【目的】

地方公務員法第５８条の２及び太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和元年度における人事行政の運営等の状況を報告するものです。

【概要】

1 報告内容（詳細は別紙のとおり）

- ①人件費の状況
- ②職員人件費の内訳及び一人あたりの人件費の状況
- ③職員の平均給料月額等及び平均年齢の状況
- ④職員の初任給の状況
- ⑤職員の採用状況
- ⑥職員の離職状況
- ⑦一般行政職の級別職員数の状況
- ⑧職員手当の状況
- ⑨特別職の報酬などの状況

2 今後の予定

9月15日にホームページ及び広報へ掲載予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線2231 47-1810ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200

【 表 題 】

太田市公式Instagramの開設について

【 目 的 】

太田市総合戦略（第2期）に基づき、子育て世代の定着や関係人口の増加、市内消費の促進などにつながる市のブランド力向上のため、新たな媒体を通じて情報発信を行うものです。

【 概 要 】

1. 公式アカウントの概要

- (1) ユーザーネーム 群馬県太田市広報課【公式】
- (2) 投 稿 内 容 太田の自然、観光・イベント、グルメ、市政情報など
※各SNSのユーザー層や拡散性を考慮し、市民に広く周知するものは従来どおりツイッター、女性・若年層に視覚的に魅力を伝える場合はInstagramを活用します。
- (3) 投 稿 頻 度 週2、3回程度

2. 運用

- (1) 開始日 令和2年9月1日（火）～
- (2) 担当課 広報課

3. その他

導入にあたっては、公募型プロポーザル「Instagramを活用したプロモーション業務」で選定された(株)サニーサイドアップと委託契約を交わし運用方針を作成しました。

※Instagramとは

魅力的・感動的な写真を公開して、他のユーザーと共有できるサービス。国内では3,300万人、世界では10億人以上に利用されている。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線2252 47-1812 ダイヤルイン



アカウントイメージ

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 防犯係 内線 3613

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 長谷川 幸浩 内線 (TEL) 45-8118

【 表 題 】

太田市運動公園陸上競技場リニューアル記念イベントについて

【 目 的 】

太田市運動公園陸上競技場の老朽化に伴い、メインスタンドの建て替えおよびトラックの改修を行い、本年9月に工事が完了することにより、新しくなる競技場の完成を祝い、広く市民に周知することを目的に記念イベントを開催し今後の施設利用の促進とスポーツ振興を図るものです。

【 概 要 】

1. 主 催 太田市・一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団
2. 日 時 令和2年10月31日（土）
午前9時から午前10時終了予定（式典・イベント）
3. 会 場 太田市運動公園陸上競技場
4. 内 容
 - 8時30分～ <式典前> （担当課：スポーツ振興課）
 - ①おおたウィンドオーケストラ
 - ②オールスターチア
 - 9時00分～ <式 典> （担当課：スポーツ施設管理課）
 - ①テープカット
 - ②主催者挨拶
 - ③来賓祝辞
 - ④来賓紹介
 - ⑤感謝状贈呈
 - <イベント> （担当課：スポーツ振興課）
 - ①オープニングラン
 - ②トークショー

《式典出席予定者》※順不同

市長、副市長、教育長、市議会議長、市議会副議長、市民文教委員長、市民文教副委員長、スポーツ協会会長・副会長・常任理事、12地区スポーツ協会会長、太田市陸上競技協会、太田市ラグビーフットボール協会、太田市サッカー協会、太田市区長会会長、九合地区区長会長、石川建設㈱代表取締役社長

《ゲストアスリート》

- 多田修平 選手（所属：住友電工）
主な代表歴：世界選手権（2019ドーハ、2017ロンドン）、アジア大会（2018ジャカルタ）
- 白石黄良々 選手（所属：セレスポ）
主な代表歴：世界選手権（2019ドーハ）

《同日開催》 第7回太田市ジュニア陸上記録会

1. 主催 太田市陸上競技協会
2. 時間 午前10時～午後3時30分

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ係 外線45-8118
スポーツ施設管理課 東部スポーツ施設係 外線45-8118

●内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後】

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600

【表題】

太田市プレミアム金券の発行について

【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で冷え切った景気の下支えと消費喚起を図るため、市内登録店舗で利用できるプレミアム付きの金券を発行するもの。

【概要】

1	発行金額	12億円
	うちプレミアム金額	4億円
2	プレミアム率	50%
3	発行冊数	16万冊（240万枚） ※1冊は額面500円×15枚綴り
4	額面金額	500円
5	購入金額	5,000円（1冊）
6	プレミアム金額	2,500円（1冊あたりのプレミアム金額） ※5,000円で7,500円分の金券が購入できます。
7	購入対象者	18歳以上の市民で世帯の代表者（1世帯あたり1通の申込1回限り） （住民登録基準日：令和2年9月25日（金）予定）
8	購入申込方法	購入希望者は、往復はがきで申込 （購入希望者には、返信用はがきにて販売場所や時期を通知）
9	購入申込期間	令和2年9月25日（金）～11月10日（火）までを予定
10	購入冊数	1世帯あたり4冊まで（2万円まで購入可能）
11	販売時期	10月下旬～11月30日までを予定
12	販売場所	市内公共施設（行政センター等）及びイオンモールを予定
13	金券使用期限	令和3年 9月30日
14	金券換金期限	令和3年12月28日
15	周知方法	広報おおた10月1日号等及び太田市ホームページに掲載
16	その他	事業費は9月補正予算案に計上しています

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 商業観光課 商業係 内線2631 47-1833 ダイヤルイン

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 (内線2400)

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 公共バス運行管理係 46-0344 ダイヤリン

●内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 石坂 之敏 内線 (TEL) 2 4 0 0

【表題】

「（仮称）太田市外三町広域斎場整備運営事業」に関する覚書の締結について

【目的】

太田市斎場、大泉町外二町斎場については、建設から４０年近くが経過し、共に老朽化が著しくなっています。また、現在の火葬炉数では将来の火葬の利用件数のピークに対応できず、新斎場を整備運営していくには市町単独よりも広域の方がそれぞれの市町の財政負担が少なくなることから、新斎場の整備について大泉町外二町環境衛生施設組合の敷地内を第一候補に、連絡調整会議において計画的に進めていくためです。

【概要】

別紙、「（仮称）太田市外三町広域斎場整備運営事業」に関する覚書（案）のとおりです。

【備考】

- ・これまでの経過

7月7日 第1回連絡調整会議
7月29日 覚書（案）協議
8月12日 第2回連絡調整会議

・ 今後の予定

令和2年9月 市民文教委員会協議会にて報告します。